

平成 30 年度介護報酬改定に関わる Q & A 【その 2】

【居宅介護支援】

問 1 指定居宅介護支援事業所の管理者要件が、介護支援専門員から主任介護支援専門員へと見直しされたが、地方で猶予期間延長を検討してほしい。

(回答)

居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任介護支援専門員であることが管理者の要件とされ、平成 33 年 3 月 31 日まで経過措置が設けられておりますが、厚生労働省で定める基準に従わなければならない、本市独自に経過措置を延長することはできません。

(根拠法令等)

- ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(平成 30 年 1 月 18 日 厚生労働省令第 4 号) 附則第 3 条
- ・介護保険法第 81 条第 3 項

問 2 新規で居宅介護支援事業所を立ち上げる場合、現在はまだ主任ケアマネジャーが管理者でなくてもよいと厚生労働省が通達しているが、川崎市も同様か。

(回答)

同様です。なお、この取扱いは、平成 33 年 3 月 31 日までの経過措置となります。

(根拠法令等)

- ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(平成 30 年 1 月 18 日 厚生労働省令第 4 号) 附則第 3 条
- ・介護保険法第 81 条第 3 項

【通所介護】

問 1 サービス提供時間を 9:00~17:00 としているが、8 時間ちょうどの利用があった場合、8 時間以上なので、「8 時間以上 9 時間未満」の算定ができるか。

また、新加算の届出の提出期限と郵送先を教えてください。

(回答)

お見込みのとおりです。

また、新加算の届出の提出期限は厚生労働省からの通知があり次第御案内いたします。郵送先は、「郵便番号 210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 事業者指定係」です。

【認知症対応型共同生活介護】

問 1 新規加算について

- ①「入居者の入退院支援の取組」の必要書類と提出期限は。
- ②「口腔ケア管理体制加算」の必要書類と提出期限は。
- ③「栄養スクリーニング加算」の必要書類と提出期限は。
- ④上記加算を算定するにあたって、重要事項説明書、料金表を変更する場合、変更届は必要か。

(回答)

現時点で厚生労働省から示されている「介護給付費算定に係る体制等状況一覧」によれば、「利用者の入院期間中の体制 1 対応不可 2 対応可」が①に該当すると考えられ、この体制に該当し、4 月から算定する場合は、期限（別途、メールニュースかわさきで通知）までに届け出ることが必要です。

②、③については該当するものがないため、届出は不要となります。

最後に、④については、今般の制度改正に伴うものは川崎市への変更届は不要です。